

地域型保育施設ご利用の
保護者の皆様へ

練馬区教育委員会事務局こども家庭部
保育課長 宮原 正量
(公印省略)

保育利用の届出制実施と保育料の取扱いについて

日頃から練馬区の保育行政にお力添えをいただき真にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が、5月31日まで延長されました。保育所等保育施設については、引き続き、医療従事者をはじめ、就労を継続することが必要な方、ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方など真に保育が必要な方のため、保育の提供を持続することが求められています。練馬区においても、感染症防止対策を講じた上で、原則として開所する方針を継続します。

あわせて、保護者の皆様には、既に本年6月末までの登園自粛を要請していますが、感染症対策の徹底や、同宣言が長期化した場合にも開園継続できる保育士確保の体制を整えるため、これまで以上に自粛へのご協力をお願い致します。

つきましては、本年5月7日から6月末日までの間、保育の利用を希望する方には、届出書をご提出いただく方法に変更致します。また、登園自粛にご協力いただいた場合の保育の利用および保育料の取扱いは、下記のとおりとなります。

保護者の皆様には、多大なご負担をお掛けして申し訳ございません。開園を継続するなかで、皆様の命と健康を守るためには、まずは登園自粛に最大限ご協力いただくことと、今回お願いする新たな方法の実施が不可欠です。何卒、ご理解をお願い致します。

なお、7月以降の取扱いについては、6月中旬を目途に決定する予定です。今後の内容の変更等があった場合は、区ホームページで改めてお知らせ致します。

記

1 「保育利用届出書」について

令和2年5月7日以降保育を希望する方は、在園している保育施設に別紙の「保育利用届出書」を**令和2年5月14日(木)まで**に提出してください。(届出制は5月7日から開始しますが、5月14日までの間は、届出書が間に合わない場合でもご利用いただけます)。

「保育利用届出書」は、区ホームページからダウンロードできます。

注意事項

- ①各施設では、届出のあった児童のみを保育する体制となります。お子様やご家族の皆様様の命と安全を守るため、在宅勤務等によりご家庭での保育が可能な方は、登園はお控えください。
- ②届出書を提出した場合でも、登園するスケジュール等は、施設の指定する日までに連絡してください(連絡なしに登園された場合、お預かりできない場合があります)。
- ③届出書の内容について、保護者または勤務先に区から確認する場合があります。
- ④届出書に事実と異なる内容が記載されていた場合や、ご提出いただけない場合は、保育の利用を停止することがあります。予めご承知おき願います。

(裏面に続きます)

2 4月分～6月分の保育料の取扱いについて

※練馬区民に限ります。練馬区外にお住まいの方は、お住まいの区市町村へお問合せください。

| No | 事由 | 利用 | 保育料（4月～6月） |
|----|---|------------------------|--|
| ① | 外国政府による日本への渡航制限、令和2年2月1日以降の日本国政府による入国制限等により日本に帰国または入国できない。または、入国後に隔離措置を受けている。 | 入園内定の取消しや、利用の解除は行いません。 | <p><u>4月分より月額保育料を利用日数に応じて日割り計算します。</u> <u>(月極利用の延長保育を含む)</u></p> <p>※4/13～30日まで1日も利用しなかった方は、4月分の保育料全額免除</p> |
| ② | 児童本人または同居親族等が、新型コロナウイルス感染症に伴い医療機関に入院、もしくは保健所等の公的機関から自宅療養または自宅待機の要請を受けている。 | | |
| ③ | 在籍する保育所等が新型コロナウイルス感染症に伴い臨時休園をしている。 | | |
| ④ | 新型コロナウイルス感染症に関連して、育児休業期間を延長している。 | | |
| ⑤ | 新型コロナウイルス感染症に関連して、自己都合によらない理由により退職した、または就職の内定を取り消された。 | | |
| ⑥ | ①から⑤まで以外に、新型コロナウイルス感染症に関連して、登園を自粛している。 | | |

4月分保育料についても、日割り計算に変更しました。

3 その他

- ・ 今回の変更に伴う保育料免除または減額については、保護者の皆さまにお願いする手続き等はございません。
- ・ 保育料は、区が日割り計算した金額を各施設(事業者)に通知した後、各施設(事業者)から保護者の皆さまに返金等となります。詳細は、各施設にお問合せください。
- ・ 7月以降の取扱いについては、6月中旬を目途に決定する予定です。今後の内容の変更等があった場合は、区ホームページで改めてお知らせいたします。

この二次元コードを読み込むと区ホームページの以下のページにアクセスできます。

(練馬区) トップページ▶子育て・教育▶子育て▶保育が必要なとき



不明点等がございましたら、下記担当までお問合わせください。

【担当】（平日の8：30～17：15）

- 1 利用届出書について
練馬区保育課地域型保育事業係 電話：03-5984-5845
- 2 保育料について
練馬区保育課保育認定係 電話：03-5984-1479